

2014/05/07 11:32 現在の情報です。

東京都千代田区九段南一丁目5番6号  
株式会社ケアネット  
会社法人等番号 0100-01-075490



商号	株式会社ケアネット	
本店	東京都文京区本郷四丁目37番17号	
	東京都千代田区九段南一丁目5番6号	平成23年 6月23日移転 平成23年 7月 5日登記
公告をする方法	電子公告とする。 http://www.carenet.co.jp/ 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。	平成19年 6月27日変更 平成19年 7月11日登記
	会社成立の年月日	平成8年7月1日
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 放送業務一般</li> <li>2. 医療関連の映像著作物の企画・配給・貸与及び輸出入</li> <li>3. 医療に関する情報提供サービス業</li> <li>4. コンピュータソフトウェアの企画・制作・販売・貸与、輸出入及び保守・運営管理業</li> <li>5. コンピュータハードウェアの開発・販売・貸与・輸出入及び保守・運営管理業</li> <li>6. 情報システムの設計・開発・保守・運営管理及びコンサルティング業</li> <li>7. 工業所有権（特許・実用新案・意匠・商標など）の貸与業務</li> <li>8. 医療及びマルチメディアに関する調査分析及びコンサルティング業務</li> <li>9. 生命保険の募集に関する業務</li> <li>10. 損害保険の代理業</li> <li>11. 総合広告代理店業</li> <li>12. 広告物、出版物、印刷物の企画・制作・販売及び輸出入業務</li> <li>13. 各種イベント、講演会及びセミナーの企画・販売・運営管理業</li> <li>14. 放送・通信・出版物を利用した通信販売業及びその斡旋並びにその企画</li> <li>15. 有料職業紹介事業</li> <li>16. 労働者派遣事業及び薬剤師、医療医薬品等の営業部員等の人材教育、育成、研修、能力開発の企画及び実施</li> <li>17. 医療機関、薬局向け経営管理、受発注管理、在庫管理の請負、コンサルティング業務</li> <li>18. 医療機関、薬局向け医薬品、医療用機材、医療消耗品及び医療機器の共同購買受託業務</li> <li>19. 医薬品、医療機材、医療消耗品及び医療機器の販売</li> <li>20. 医薬品の試験、検査又は研究に関する助言及び情報の提供</li> <li>21. インターネットを利用した医薬品、医療用機材、医療消耗品及び医療機器の電子商取引及び決済処理の請負</li> <li>22. 特定電子認証業務</li> <li>23. 前各号の事業に関連若しくは附帯する一切の事業又は投資</li> </ol> <p>平成15年 8月15日登記</p>	
単元株式数	100株	平成25年 4月 1日設定 平成25年 4月 9日登記
発行可能株式総数	20万株	平成15年 8月15日登記
		2000万株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 5万2420株	平成22年 3月31日変更 平成22年 4月 8日登記
		発行済株式の総数 5万2460株
	発行済株式の総数 524万6000株	平成25年 4月 1日変更 平成25年 4月 9日登記

	発行済株式の総数 525万株	平成25年 4月30日変更 平成25年 5月 8日登記	
	発行済株式の総数 528万株	平成25年 5月31日変更 平成25年 6月 7日登記	
	発行済株式の総数 528万7500株	平成25年 9月30日変更 平成25年10月 4日登記	
	発行済株式の総数 530万9500株	平成25年12月31日変更 平成26年 1月16日登記	
	発行済株式の総数 535万2100株	平成26年 1月31日変更 平成26年 2月 6日登記	
	発行済株式の総数 538万4700株	平成26年 2月28日変更 平成26年 3月 6日登記	
	発行済株式の総数 549万4000株	平成26年 3月31日変更 平成26年 4月 4日登記	
資本金の額	金5億9132万1910円	平成22年 3月31日変更 平成22年 4月 8日登記	
	金5億9182万1910円	平成24年10月31日変更 平成24年11月 9日登記	
	金5億9232万9910円	平成25年 4月30日変更 平成25年 5月 8日登記	
	金5億9611万9910円	平成25年 5月31日変更 平成25年 6月 7日登記	
	金5億9707万2410円	平成25年 9月30日変更 平成25年10月 4日登記	
	金5億9986万4410円	平成25年12月31日変更 平成26年 1月16日登記	
	金6億527万4610円	平成26年 1月31日変更 平成26年 2月 6日登記	
	金6億941万4810円	平成26年 2月28日変更 平成26年 3月 6日登記	
	金6億2329万5910円	平成26年 3月31日変更 平成26年 4月 4日登記	
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 平成20年 6月26日変更	平成20年 7月 8日登記	
役員に関する事項	取締役 藤井 寛 治	平成21年 6月22日重任 平成21年 7月 6日登記	
		平成23年 6月23日退任 平成23年 7月 5日登記	
		取締役 大野 元 泰	平成21年 6月22日就任

取締役	大野元泰	平成21年 7月 6日登記
		平成23年 6月23日重任
取締役	大野元泰	平成23年 7月 5日登記
		平成25年 6月27日重任
取締役	秦充洋	平成25年 7月 5日登記
		平成22年 6月25日就任
		平成22年 7月 6日登記
		平成23年 6月23日辞任
取締役	秦充洋	平成23年 7月 5日登記
		平成23年 6月23日就任
		平成24年 6月26日辞任
		平成24年 7月 2日登記
取締役	鹿剛	平成23年 7月 5日登記
		平成23年 6月23日就任
		平成25年 6月27日退任
		平成25年 7月 5日登記
取締役	諸橋吉郎	平成23年 6月23日就任
		平成23年 7月 5日登記
取締役	諸橋吉郎	平成25年 6月27日重任
		平成25年 7月 5日登記
取締役 (社外取締役)	菅野寛	平成23年 6月23日就任
		平成23年 7月 5日登記
		平成25年 6月27日退任
		平成25年 7月 5日登記
取締役	藤井勝博	平成24年 6月26日就任
		平成24年 7月 2日登記
		平成25年 6月27日辞任
		平成25年 7月 5日登記
取締役	藤井勝博	平成25年 6月27日就任
		平成25年 7月 5日登記
取締役	藤原健次	平成25年 6月27日就任
		平成25年 7月 5日登記
取締役	風間浩	平成25年 6月27日就任
		平成25年 7月 5日登記
代表取締役	大野元泰	平成22年 5月21日就任
		平成22年 6月 4日登記
代表取締役	大野元泰	平成23年 6月23日重任

		平成23年 7月 5日登記
	代表取締役 大野元泰	平成25年 6月27日重任
		平成25年 7月 5日登記
	監査役 佐藤敬幸	平成20年 6月25日重任
		平成20年 7月 8日登記
		平成24年 6月26日退任
		平成24年 7月 2日登記
	監査役 藤原啓三 (社外監査役)	平成20年 6月25日重任
		平成20年 7月 8日登記
		平成24年 6月26日退任
		平成24年 7月 2日登記
	監査役 浦野雄三 (社外監査役)	平成20年 6月25日重任
		平成20年 7月 8日登記
	監査役 浦野雄三 (社外監査役)	平成24年 6月26日重任
		平成24年 7月 2日登記
	監査役 田中龍夫 (社外監査役)	平成24年 6月26日就任
		平成24年 7月 2日登記
	監査役 秦充洋	平成24年 6月26日就任
		平成24年 7月 2日登記
	会計監査人 有限責任監査法人トーマツ	平成22年 6月25日重任
		平成22年 7月 6日登記
	会計監査人 有限責任監査法人トーマツ	平成23年 6月23日重任
		平成23年 7月 5日登記
	会計監査人 有限責任監査法人トーマツ	平成24年 6月26日重任
		平成24年 7月 2日登記
	会計監査人 有限責任監査法人トーマツ	平成25年 6月27日重任
		平成25年 7月 5日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>平成18年 6月29日変更 平成18年 7月14日登記</p>	
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>平成18年 6月29日変更 平成18年 7月14日登記</p>	
新株予約権	第2回新株予約権 新株予約権の数 3910個	

3840個	平成17年 7月 6日変更	平成17年 7月11日登記
3780個	平成18年 6月30日変更	平成18年 7月14日登記
3740個	平成19年 1月22日変更	平成19年 1月25日登記
3720個	平成19年11月19日変更	平成19年12月 3日登記
3520個	平成19年11月30日変更	平成19年12月 3日登記
3480個	平成20年 3月31日変更	平成20年 4月 7日登記
3390個	平成20年 7月31日変更	平成20年 8月 7日登記
3340個	平成21年 8月31日変更	平成21年 9月 3日登記
3315個	平成21年11月30日変更	平成21年12月11日登記
3295個	平成21年12月31日変更	平成22年 1月13日登記
3095個	平成22年 3月31日変更	平成22年 4月 8日登記
2895個	平成25年 5月31日変更	平成25年 6月 7日登記
2820個	平成25年 9月30日変更	平成25年10月 4日登記
2610個	平成25年12月31日変更	平成26年 1月16日登記
2184個	平成26年 1月31日変更	平成26年 2月 6日登記
1858個	平成26年 2月28日変更	平成26年 3月 6日登記
795個	平成26年 3月31日変更	平成26年 4月 4日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 3910株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

普通株式 3840株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成17年 7月 6日変更 平成17年 7月11日登記

普通株式 3780株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成18年 6月30日変更 平成18年 7月14日登記

普通株式 3740株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成19年 1月22日変更 平成19年 1月25日登記

普通株式 3720株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成19年11月19日変更 平成19年12月 3日登記

普通株式 3520株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約



普通株式 26万1000株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率  
平成25年12月31日変更 平成26年 1月16日登記

普通株式 21万8400株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率  
平成26年 1月31日変更 平成26年 2月 6日登記

普通株式 18万5800株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率  
平成26年 2月28日変更 平成26年 3月 6日登記

普通株式 7万9500株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率  
平成26年 3月31日変更 平成26年 4月 4日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

2万5306円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×  $\frac{\text{分割（または併合）の比率}}{\text{既発行新株予約権株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 =  $\frac{\text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

新株予約権を行使することができる期間

平成18年7月1日から平成26年3月31日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

①新株予約権の割当を受けた者の新株予約権の権利行使による払込金の1年間の合計額は、1200万円を超えてはならない。

②新株予約権は、⑥に定める「新株予約権割当契約書」において期間毎に定められた権利行使できる個数を上限として、これを行使することができる。ただし、行使は付与された新株予約権個数の整数倍でなければならない。

③新株予約権の割当を受けた者は、退職後も⑥に定める「新株予約権割当契約書」に定める条件を満たした場合、「新株予約権割当契約書」に定められた個数に限り、これを行使することができる。

④新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

⑤新株予約権者が死亡した場合は、⑥に定める「新株予約権割当契約書」に定める条件を満たした場合、「新株予約権割当契約書」に定められた個数に限り、相続人がこれを行使できるものとする。

⑥この他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

新株予約権者が権利行使をする前に、前項⑥に定める「新株予約権割当契約書」に定める権利行使の条件を満たさなかったことにより新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については、無償で消却することができる。

（会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件）

新株予約権者が権利行使をする前に、前項⑥に定める「新株予約権割当契約書」に定める権利行使の条件を満たさなかったことにより新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については、当社は無償で取得することができる。

平成18年 5月 1日変更

平成18年 7月14日登記

平成16年 9月14日登記

平成26年4月1日行使期間満了

平成26年 4月 4日登記

第3回新株予約権

新株予約権の数

230個

220個

200個

170個

165個

160個

150個

145個

140個

100個

70個

平成18年 6月30日変更

平成19年 1月22日変更

平成19年11月19日変更

平成20年 7月31日変更

平成20年 7月31日変更

平成21年 8月31日変更

平成21年11月30日変更

平成21年11月30日変更

平成25年 4月30日変更

平成26年 3月31日変更

平成18年 7月14日登記

平成19年 1月25日登記

平成19年12月 3日登記

平成20年 8月 7日登記

平成20年 8月 7日登記

平成21年 9月 3日登記

平成21年12月11日登記

平成21年12月11日登記

平成25年 5月 8日登記

平成26年 4月 4日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 230株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

普通株式 220株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成18年 6月30日変更

平成18年 7月14日登記

普通株式 200株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成19年 1月22日変更

平成19年 1月25日登記

普通株式 170株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成19年11月19日変更

平成19年12月 3日登記

普通株式 165株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

平成20年 7月31日変更

平成20年 8月 7日登記

普通株式 160株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率



平成20年 7月31日変更 平成20年 8月 7日登記  
 普通株式 150株  
 なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}}{\text{平成21年 8月31日変更 平成21年 9月 3日登記}}$$

普通株式 145株  
 なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}}{\text{平成21年11月30日変更 平成21年12月11日登記}}$$

普通株式 140株  
 なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}}{\text{平成21年11月30日変更 平成21年12月11日登記}}$$

普通株式 1万4000株  
 なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}}{\text{平成25年 4月 1日変更 平成25年 5月 8日登記}}$$

普通株式 1万株  
 なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}}{\text{平成25年 4月30日変更 平成25年 5月 8日登記}}$$

普通株式 7000株  
 なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}}{\text{平成26年 3月31日変更 平成26年 4月 4日登記}}$$

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

2万5306円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \text{既発行} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{株式数} + \text{新株式発行前の時価}}$$

払込金額 払込金額 既発行株式数+新規発行株式数  
 新株予約権を行使することができる期間

平成18年7月1日から平成26年3月31日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

①新株予約権の割当を受けた者の新株予約権の権利行使による払込金の1年間の合計額は、1200万円を超えてはならない。

②新株予約権は、⑥に定める「新株予約権割当契約書」において期間毎に定められた権利行使できる個数を上限として、これを行使することができる。ただし、行使は付与された新株予約権個数の整数倍でなければならない。

③新株予約権の割当を受けた者は、退職後も⑥に定める「新株予約権割当契約書」に定める条件を満たした場合、「新株予約権割当契約書」に定められ

た個数に限り、これを行行使することができる。  
 ④新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。  
 ⑤新株予約権者が死亡した場合は、相続できないものとする。  
 ⑥この他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。  
 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件  
 新株予約権者が権利行使をする前に、前項⑥に定める「新株予約権割当契約書」に定める権利行使の条件を満たさなかったことにより新株予約権を行行使できなかった場合、当該新株予約権については、無償で消却することができる。  
 (会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)  
 新株予約権者が権利行使をする前に、前項⑥に定める「新株予約権割当契約書」に定める権利行使の条件を満たさなかったことにより新株予約権を行行使できなかった場合、当該新株予約権については、当社は無償で取得することができる。

平成18年 5月 1日変更 平成18年 7月14日登記

平成17年 7月11日登記

平成26年4月1日行使期間満了

平成26年 4月 4日登記

第4回新株予約権  
新株予約権の数

355個  
315個

平成19年 1月22日変更 平成19年 1月25日登記

305個

平成19年11月19日変更 平成19年12月 3日登記

265個

平成24年10月31日変更 平成24年11月 9日登記

165個

平成25年 5月31日変更 平成25年 6月 7日登記

155個

平成25年12月31日変更 平成26年 1月16日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 355株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

普通株式 315株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

平成19年 1月22日変更 平成19年 1月25日登記

普通株式 305株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

平成19年11月19日変更 平成19年12月 3日登記

普通株式 265株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

平成24年10月31日変更 平成24年11月 9日登記

普通株式 2万6500株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

平成25年 4月 1日変更 平成25年 5月 8日登記

普通株式 1万6500株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目

的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率  
 平成25年 5月31日変更 平成25年 6月 7日登記

普通株式 1万5500株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率  
 平成25年 12月31日変更 平成26年 1月16日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
 2万5000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げる。

既発行 新規発行株式数 × 1株当り払込金額  
 +  
 調整後 調整前 株式数 新株式発行前の時価  
 = ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

行使価額 行使価額 既発行株式数 + 新規発行株式数

新株予約権を行使することができる期間  
 平成20年7月1日から平成28年3月31日まで

新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者で、新株予約権行使の時に、当社の取締役もしくは従業員の地位を喪失している者も、③に規定する「新株予約権割当契約書」に定める権利行使の条件を満たした新株予約権については行使できるものとする。

②新株予約権を保有する新株予約権者が死亡した場合は、③に規定する「新株予約権割当契約書」に基づく権利行使の条件を満たした新株予約権についてのみ、その相続人が行使できるものとする。

③この他の条件については、総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が当社の取締役もしくは従業員の地位を喪失した場合または死亡した場合、前項③に規定する「新株予約権割当契約書」に定める権利行使の条件を満たさない新株予約権および相続人に相続されない新株予約権については、当社は無償で取得することができる。

平成18年 8月 1日発行

平成18年 8月16日登記

第5回新株予約権

新株予約権の数

245個

221個

平成19年11月19日変更 平成19年12月 3日登記

215個

平成21年 8月31日変更 平成21年 9月 3日登記

209個

平成22年 3月31日変更 平成22年 4月 8日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 245株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

普通株式 221株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを

切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{分割 (または併合) の比率}}{\text{平成19年11月19日変更} \quad \text{平成19年12月3日登記}}$$

普通株式 215株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{分割 (または併合) の比率}}{\text{平成21年8月31日変更} \quad \text{平成21年9月3日登記}}$$

普通株式 209株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{分割 (または併合) の比率}}{\text{平成22年3月31日変更} \quad \text{平成22年4月8日登記}}$$

普通株式 2万900株

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{分割 (または併合) の比率}}{\text{平成25年4月1日変更} \quad \text{平成25年5月8日登記}}$$

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
2万5000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \left( \frac{\text{既発行} \quad \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{株式数} \quad \text{新株式発行前の時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新株予約権を行使することができる期間  
平成20年7月1日から平成28年3月31日まで

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者で、新株予約権行使の時に、当社の取締役もしくは従業員としての地位を喪失している者も、③に規定する「新株予約権割当契約書」に定める権利行使の条件を満たした新株予約権については行使できるものとする。
- ②新株予約権を保有する新株予約権者が死亡した場合は、③に規定する「新株予約権割当契約書」に基づく権利行使の条件を満たした新株予約権についてのみ、その相続人が行使できるものとする。
- ③この他の条件については、総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が当社の取締役もしくは従業員の地位を喪失した場合または死亡した場合、前項③に規定する「新株予約権割当契約書」に定める権利行使の条件を満たさない新株予約権および相続人に相続されない新株予約権については、当社は無償で取得することができる。

平成18年12月15日発行
平成18年12月26日登記

第6回新株予約権  
新株予約権の数

67個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 67株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

とする。  
 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$   
 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
 無償  
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
 17万637円  
 なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権を行使することができる期間

平成21年7月1日から平成25年3月31日まで

新株予約権の行使の条件

- ①行使価額の1年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
  - ②行使価額は、総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」締結時における当社の株式1株あたりの価額に相当する金額以上でなければならない。
  - ③権利行使は付与された新株予約権個数の整数倍でなければならない。
  - ④新株予約権者は、割当日から満2年以上継続して、当社の役員または従業員の地位に有ることを要する。ただし、任期満了の場合を除く。
- 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- 新株予約権の割当てを受けた者が、次の事由により新株予約権を行使できなかった場合、当社の取締役会決議により当該取締役会決議に定める日をもって、当該新株予約権については無償で取得することができる。
- ①前項に定める新株予約権行使の条件を満たさないことに確定した場合。
  - ②禁固以上の刑に処せられたとき。
  - ③破産の申立を受けた場合もしくは自らこれを申し立てたとき、又は差押、仮差押、仮処分、競売の申立、民事再生手続きの申立、滞納処分による差押、もしくは保全差押を受けたとき。
  - ④当社の就業規則により懲戒解雇又は論旨解雇の制裁を受けたとき。
  - ⑤法令又は当社の就業規則、その他の内部規律に違反する行為があったとき。
  - ⑥不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があったとき。
  - ⑦当社の競合関係にある他の会社の常勤又は非常勤の役員、従業員、顧問又はコンサルタントとなったとき。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合は除く。
  - ⑧書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たとき。

平成19年11月19日発行

平成19年12月3日登記

平成25年4月1日行使期間満了

平成25年4月9日登記

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年6月29日設定 平成18年7月14日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成20年6月25日設定 平成20年7月8日登記
登記記録に関する事項	平成13年8月13日東京都港区南青山三丁目1番31号から本店移転 平成13年8月24日登記	

\*下線のあるものは抹消事項であることを示す。